

敦賀発電所 2号炉 令和5年2月10日第1113回審査会合におけるコメント

(不適合管理等)

1. 審査資料に係る不適合管理, 設計変更等の業務プロセスについて, 対策完了の記載に関して事実関係が分かりにくいことから, 適正化をすること。また, 是正処置についても追記すること。

(調査データの変更等)

2. 変更・修正後の審査資料(性状一覧表等)を追加すること。
3. 副次的変更に関して, 起点の変更・修正を一つの項目としているものは区別すること。
4. 同一破砕部の副次的変更で起点となる変更が同一項目ではない複雑なケースについては, 直接関係する変更項目とのみ紐づけするなど, 統一的で正確な記載にすること。
5. 以下の例示的なコメントを踏まえ, 観察手順, 試料観察箇所の適切性, 必要な計測結果, 写真, 補足の説明等を追記するなどして, 分かりやすい資料として見直しを行うこと。
  - ・BHTVで走向・傾斜を取得できなかった箇所に関して, 見掛けの走向角の差について, 計測結果, 写真等の確認した内容を記載すること。
  - ・条線観察の前提条件である, コアの上盤, 下盤がどちらかや, ボーリングコアの定方位化等について, 必要な観察手順等を記載すること。
6. 破砕帯名や破砕帯分布図のような評価が変更となるものについては, 他の観察結果等の変更とは識別した記載・整理とすること。
7. スケッチの作成日について, いつの露頭の状態を観察した結果なのかが重要な情報なので, それを明確にしたうえで, 再度確認した日を記載するなど適正化すること。また, スケッチを修正している内容が分かるように記載すること。さらに, 今後の審査において, 旧版のスケッチも含めて, スケッチの変遷が分かるように整理して示すこと。

以上